

意見書

2026年6月15日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部利用環境課御中

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 1-36-1 オダカビル 6階

一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会

会長 久保 真

連絡担当者 植田 裕之

電話番号 03-5304-7511

メールアドレス info@jaipa.or.jp

「オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会 報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

| (別紙) | | | | |
|----------------------------------|---|---|---------|---|
| ※他事業者・団体の名称および略称は、敬称略とさせていただきます。 | | | | |
| 頁 | 行 | 章 | 項目 | 意見 |
| | | | 全般 | <p>オンラインカジノが違法ギャンブルであり、官民の関係者が協力し、包括的な取組みを進めていくべきであるという立場、また、ブロッキングは通信の秘密や知る権利等に抵触する対策であり、他の権利制限的でない手法が尽くされたかについて十分な検証が必要とする立場に賛同します。</p> <p>当協会においても、ブロッキングについてはその特質上慎重に考えなければなりません。それ以外の違法性の周知啓発をはじめとする権利制限的でない手法については、様々な機会をもって取り組んでまいります。</p> <p>上記の基本的な方向性を前提に、仮にブロッキングの実施を検討する段階に至った場合、必要性、許容性、有効性、補充性などの要件は、他人の憲法上の権利を侵害することを不可避的に伴うブロッキングの特質を踏まえ、厳格に検討する必要があることは、いうまでもありません。その際、本検討会で多くの先生方から提示された様々な論点はいずれも重要な議論の成果であり、これを議論のベースとして丁寧に検討されるべきであると考えます。</p> |
| 4-12 | | | 補充性について | <p>報告書案でも、各省庁において取組みに本腰を入れつつあることが理解できます。当協会も引き続き、普及啓発等の様々な取組みに協力してまいります。</p> <p>なお、「今後も、捜査資源を適切に投入してもなお、賭博場を開帳する者の取締りが困難である場合には、そのことを前提として、ブロッキングの必要性を判断すべきである。」「今後、CDN 事業者による対応状況等を見据え、ブロッキングの必要性を判断すべきである。」(いずれも p.12)などの表現振りは、今回の検討会の</p> |

| | | | | |
|--|--|--|--|---|
| | | | | <p>議論の対象がブロッキングの法的・技術的諸課題であることと照らして、いささか「ブロッキングを導入すべきかの評価」に立ち入り、さらには「ブロッキングの導入に向けた到達基準」と誤解されるおそれが懸念されます。中でも、「今後、ブロッキングの必要性を判断するためにも、基本法改正に基づく取組を含め包括的な対策を進めるとともに・・・」の記述は、より強く懸念を生じさせます。ブロッキングを実際に導入すべきかは、必要性、許容性、有効性、補充性などの検討をクリアすることを前提に、政策としての妥当性判断のプロセスがあるため、これらの記述は、「今後ブロッキングの導入を考える際には、捜査資源を適切に投入してもなお、賭博場開帳者の取締りが奏功しなかった事実の検証を前提とする必要がある。」「今後ブロッキングの導入を考える際には、CDN 事業者への適切な政策誘導や法規制などを行ってもなお、ジオブロッキング等の送信抑止が奏功しなかった事実の検証を前提とする必要がある。」「基本法改正に基づく取組を含めた包括的な対策の十分な履践とその不奏功およびその事実の検証は、今後ブロッキングの導入を考える場合の議論の前提となるべきものである。」など、検討の目的と順序を明確にされることが望ましいと考えます。</p> <p>合わせて、表現の自由との抵触が比較的生じにくいと考えられる、広告規制の実効性の強化についても、ブロッキング検討に先んじて検討されるべきものと考えます。</p> |
|--|--|--|--|---|

| | | | | |
|----|--|--|-------------------------|---|
| 12 | | | <p>補充性について（CDNについて）</p> | <p>技術的にも経済的にも、大規模なサイトの運営に CDN の存在が不可欠であることは言うまでもありません。これは新聞社等の健全なサイトでも、日本で違法なオンラインカジノサイトでも同様であり、CDN の有用性を損なわないようにしながら、他方で違法行為の助長に使われないよう、適切な規律をする必要があります。</p> <p>すでに日本においては、情報流通プラットフォーム対処法において、権利侵害の抑止や救済と表現の自由の両立を図ろうとする立法も行われているところです。</p> <p>CDN は高トラヒックのコンテンツを世界に効率よく配信する手段であり、アクセス元の所在国を高精度に推測し、近いサーバから配信を行うなどの技術が確立しています。これは著作権物など、特定の国だけを対象に行う動画配信などにも応用されており、ジオブロッキングも CDN の技術を用いて可能です。</p> <p>オンラインカジノサイトにジオブロッキングを求めることに加え、CDN 事業者に対しても、一定の要件下で同様の措置を求めることは、十分検討に値すると考えます。</p> <p>CDN の配信に法規制を加えることが国民の知る権利や表現の自由に照らして妥当であるかは、慎重な判断を要します。他方で、片や全国民の通信を網羅的に検査して、受信者に近い場所でアクセスを抑止する、それを法制化することまでが検討の俎上に上がるほどの状況ならば、CDN 事業者に対して一定の違法なコンテンツについて、送信を差し止める制度を、ソフトローとハードローの両方において検討することは、ブロッキングの法制化よりもはるかに権利侵害の度合いが少なく、また実効性も高いと考えられます。</p> <p>このような検討もまた、より権利制限的でない手法の検討として、ブロッキング検討に先んじて行なわれるべきものと考えます。</p> |
|----|--|--|-------------------------|---|

| | | | | |
|-------|--|---|----------------|---|
| 13-15 | | 2 | ブロッキングの有効性について | <p>技術的手段の有効性について、「技術的動向は変化しうることから、上記検証を行う上でも、当該時点におけるインターネット利用環境等に十分に留意すべきである。」(p.15)とする立場に賛同します。</p> <p>DNS ブロッキングは、仮に目的が正当であるとしても、技術的には中間者が DNS の中身を改ざんしてサイトへの接続を妨害し、なりすましのサイトを立ち上げようとしていることと変わらないため、技術の動向も中間者の介入を排除する方向で発展しています(2025年5月27日、本検討会 JAIPA 発表資料 pp.50-61、2019年6月3日、インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会 JAIPA 発表資料ほか)。</p> <p>また、DNS ブロッキングだけでなく、他に取りうる手法(例えばフィルタリング、CDN での対策など)についても、技術的な有効性が時間の経過とともに変化し、主として補充性の評価が変わることが考えられます。念のための指摘とはなりますが、DNS ブロッキングが他の手法との相対的な関係において検討される以上、他の手法についてもその時点での状況を考慮する必要があると考えられます。</p> <p>報告書 P15 に「ブロッキングの回避策としては、VPN 等の利用、パブリック DNS の利用、IP アドレスの直接入力等が挙げられる(第8回事務局資料)。これらの手段により、ISP の DNS サーバ等を迂回することが可能であるため、仮にブロッキングを実施したとしても、その対策には一定の限界があり、特に、オンラインカジノに係るいわゆるヘビーユーザに対しては、効果を期待することができないとの指摘がある。」との通り、回避が容易であることも、すでに指摘されているとおりです。</p> |
|-------|--|---|----------------|---|

| | | | | |
|-------|--|---|----------------|---|
| 16-22 | | 3 | ブロッキングの許容性について | <p>p21 において、児童ポルノと海賊版の際の議論を前提に、オンラインカジノサイトのブロッキングについて許容性（法益権衡）を論じています。</p> <p>児童ポルノは、その画像や映像が流通し、ダウンロード可能になっていること自体が、児童の権利を著しく侵害するものであり、危難の現在性も認められるものとして、緊急避難の要件に当てはめて実施しています。</p> <p>他方、オンラインカジノの被害については、そのコンテンツの存在や、アクセスできること自体が個人の被害をもたらしているものではなく、児童ポルノとはこの点において性質が大きく異なります。</p> <p>オンラインカジノ問題については、コンテンツの存在や送信行為から実際の被害までの間に、被害を抑止できる場面がいくつも存在します。国民の通信を網羅的に検査する手法をあえて取らざるを得ない場合は、相当限定されると考えられます。</p> |
|-------|--|---|----------------|---|

| | | | |
|-------|---|--------------|---|
| 23-24 | 4 | 実施根拠、妥当性について | <p>ブロッキングを実施すべき状況であると判断された場合に、法的安定性の確保（法的根拠）が必要となることについては、当協会もかねて主張してきたことであり、報告書の立場に同調します。</p> <p>サイトの違法性の判断について、民間による判断が容易とは思われないこともあり、何らかの形で「公的機関の関与を適切に確保する必要がある」（p.24）とする点についても同様に考えますが、行政権が判断や指示の主体となることは検閲の禁止との関係が問題になりうるため、現実的には司法の関与が必要になってくると考えられます。</p> <p>法的安定性の確保に加え、運用コストを誰がどのように負担するのかについても、十分な検討が必要と考えます。児童ポルノのブロッキングでは、事業者の自主的な運用を確保するため、独立した一般社団法人を設立し、年間数千万円の費用を各事業者が規模に応じて拠出しています（その他、各社はそれぞれの設備や運用のコストを負担しています）。</p> <p>根拠や目的の異なるブロッキングを実施する際は、重複する部分があること自体は否定しませんが、多くの部分において、それぞれ別個に判断や運用をする必要があるため、適切なコストをかけること自体は必要になってきます。公費負担、事業者負担、基金制度などさまざまな方法が考えられるところ、電気通信サービスの利用者は事実上全国民であるため、どの手法を取っても結局は国民の負担になることに留意が必要です。</p> |
|-------|---|--------------|---|

| | | | | |
|-------|--|---|----------------|---|
| 25-27 | | 5 | 諸外国の状況との関係について | <p>諸外国との比較自体は有益ですが、それを政策の議論において活用するためには、日本の状況を相対的に検討することも重要と考えます。</p> <p>日本において通信の秘密が憲法上の権利として位置付けられてきた背景、プライバシーや知る権利といった他の権利との守備範囲の国による違いといった法制度全体の検討に加えて、日本の市場特有の問題として、ISP事業者が数百～千の桁で存在し、卸提供なども頻繁に行われていることから、実施主体と想定される電気通信事業者の数や相互関係が他国と全く異なることについても、留意が必要と考えられます。</p> |
|-------|--|---|----------------|---|

| | | | | |
|----|--|---|--------|---|
| 28 | | 6 | 今後の方向性 | <p>「今後、政府全体で、実効的な対策を検討していくとともに、アクセス抑止策を含め、引き続き包括的な対策を講じていくべきである。」との立場に、引き続き賛同します。当協会においても、ブロッキングについてはその特質上慎重に考えなければなりません。それ以外の違法性の周知啓発をはじめとする権利制限的でない手法については、様々な機会をもって取り組んでまいります。</p> <p>また、「ブロッキングについては、通信の秘密や知る自由等に抵触しうる対策であるから、他の権利制限的ではない対策が十分に尽くされたといえるか検証が必要である」との立場にも、引き続き賛同します。</p> <p>上記の基本的な方向性を前提に、仮にブロッキングの実施を検討する段階に至った場合、必要性、許容性、有効性、補充性などの要件は、他人の憲法上の権利を侵害することを不可避的に伴うブロッキングの特質をふまえ、厳格に検討する必要があることは、いうまでもありません。その際、本検討会で多くの先生方から提示された様々な論点はいずれも重要な指摘であり、これを議論のベースとして、丁寧に検討されるべきであると考えます。</p> <p>また、仮にそのような検討がなされることになった場合は、ブロッキングの実施主体として想定される ISP 事業者およびその団体の意見を十分反映させる機会を設けていただくことも不可欠と考えます。</p> |
|----|--|---|--------|---|